

日進市自治基本条例の 検証結果について

**平成 24 年 10 月 31 日
日進市自治推進委員会**

1 はじめに

日進市は、多くの市民の参画によって、自分たちのまちを自分たちで育てていくためのルール「日進市自治基本条例」を、自治体の最高規範として位置づけ、平成19年10月に施行しました。

本条例第28条には、定期的な条例の検証とその結果による必要な措置について、制度として保障しており、条例施行日から5年以内に、この条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかを市民参加のもとに検証することが規定されています。そのことから、日進市自治推進委員会は、平成23年11月に市長からの諮問を受け、平成23年度は2回、平成24年度は4回の委員会を開催し、条例の検証を行いました。

自治推進委員会において、条例の検証作業は施行後初めてのことであり、かつ、限られた期間での作業となりましたが、各委員がそれぞれの経験に基づく意見を出し合い、慎重な審議が図られました。

2 自治基本条例に関する検証

1 検証の方法

条例の検証については、市長からの諮問を受け、市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかという視点に立ち、各条項における社会情勢の変化や法改正等に伴う適合状況、近年条例を策定した自治体との条項比較、本市と同時期に条例を策定した自治体の見直し状況、各条項に基づく制度等の構築状況及び実施状況、市民意識調査に基づく条例認知度の調査結果等、幅広い視点から慎重に検証を行いました。

2 検証の内容

(1) 各条項における社会情勢の変化や法改正等に伴う適合状況

条項ごとに、社会情勢の変化や法改正等による適合状況について検証しました。その結果、現時点で緊急に見直しを必要とする条項はありませんでした。ただし、次の事項については、今後も引き続き検証し、課題解決に向け必要な措置を講じていただく必要があります

① 「コミュニティ」の定義について（第3条）

（定義）

第3条 この条例において用いる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。
- (2) 協働 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。
- (3) コミュニティ 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。
- (4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。

「コミュニティ」の定義は、一般的に、行政区や自治会等地縁で結びついて活動を行う集団をいいますが、条例第3条では、NPO等テーマで結びついて活動を行う集団も含まれています。地縁型とテーマ型、この性格の異なる2種類のコミュニティは協働のあり方も異なると思いますので、今後「コミュニティ」について類型化し、各々の協働の手法等について整理していく中で、見直しについて検討していく必要があります。

② 「総合計画」について（第20条）

（計画的な市政運営）

第20条 市の執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行わなければなりません。

地方自治法の一部改正に伴い、総合計画（基本構想）の策定義務が撤廃されたことを受けて、市は総合計画の策定継続の確認及び総合計画の位置づけ、総合計画の構成等「総合計画のあり方」について方針を確定しました。

総合計画については、条例第20条に基づき今後も引き続き策定していくことが確認されましたので、条例の見直しは必要ありません。

(2) 各条項に基づく制度等の構築状況及び実施状況

平成19年10月施行後、平成23年3月に「議会基本条例」、平成24年3月に「市民参加及び市民自治活動条例」、平成24年7月に「住民投票条例」が制定されたことによって、全ての委任条例が整備されたこととなります。今後は、既に施行前及び施行時から整備されている「個人情報保護条例」、「行政手続条例」、「自治推進委員会条例」を含め、自治推進委員会において、委任条例の推進状況や課題等について、定期的な評価、検証を行っていく必要があります。

① 「日進市議会基本条例」について（第12条）

(市議会の役割と責務)

第12条 市議会は、日進市の意思決定機関として、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、市政の運営に関し、市の執行機関を監視する役割を果たさなければなりません。

2 前項に規定する市議会の役割と責務その他議会運営に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

条例第12条第2項で委任された「議会基本条例」(平成23年3月制定)は、平成23年4月から施行されました。今後、条例の推進状況等について、定期的な評価、検証を行っていく必要があります。

② 「日進市市民参加及び市民自治活動条例」について（第15・16条）

(市民参加)

第15条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。

2 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。

3 市民は、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。

4 市議会及び市の執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を多く提供し、誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりを行わなければなりません。

5 前各項に規定する市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(市民自治活動)

第16条 市民は、それぞれの地域において、住民自治組織等によるコミュニティ活動を通じ、市民自治活動の推進に努めます。

2 市民は、NPO等によるコミュニティ活動やボランティア活動を通じ、それぞれの役割のもとで、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めます。

3 市民は、コミュニティが市民主体の自治の重要な担い手となることを認識し、これを守り育てるよう努めます。

4 市の執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとしします。

5 前項に規定する市民自治活動の支援に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

条例第15条第5項及び第16条第5項で委任された「市民参加及び市民自治活動条例」(平成24年3月制定)は、平成24年10月から施行されました。今後、条例の推進状況等について、定期的な評価、検証を行っていく必要があります。

③ 「日進市住民投票条例」について (第26条)

(住民投票)

第26条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。

2 住民投票は、住民、市議会又は市長の発議があったときに実施します。

3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

4 前3項に規定する住民投票の発議、投票資格者その他住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

条例第26条第4項で委任された「住民投票条例」(平成24年7月制定)は、平成25年4月から施行されます。今後、条例の推進状況等について、定期的な評価、検証を行っていく必要があります。

④ その他の委任条例について (第21・22・23・27・28条)

その他の委任条例についても、条例の推進状況や課題等について、定期的な評価、検証を行っていく必要があります。

「日進市情報公開条例」

(開かれた市政運営)

第21条 市議会及び市の執行機関は、市民にわかりやすいかたちでその保有する情報を積極的に公開し、公正かつ透明性の高い開かれた市政の運営を行わなければなりません。

2 前項に規定する情報公開に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

「日進市個人情報保護条例」

(個人情報の適切な取扱い)

第22条 市議会及び市の執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人に関する情報を保護しなければなりません。

2 前項に規定する個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

「日進市行政手続条例」

(適切な行政手続)

第23条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するために、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続(以下「行政手続」といいます。)を行わなければなりません。

2 前項に規定する行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

「日進市自治推進委員会条例」

(条例の遵守)

第27条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。

2 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

3 前2項に規定するこの条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(条例の見直し)

第28条 市長は、この条例の施行の日から5年以内に、この条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

2 市長は、前項の規定により、この条例を検証した日から5年以内に再び検証するものとし、以降同様とします。

3 前2項に規定するこの条例の見直しに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(3) 他市との条項比較

①「危機管理」条項の追加について

現在、約1700自治体中、約250自治体で自治基本条例や同じ趣旨の条例が制定されています。本条例は、制定後5年が経過していることから、近年制定された（平成23年4月から平成24年4月まで）他市の条例と比較し、条例策定の傾向や本市との相違点について検証しました。

その結果、特に、東日本大震災以降、「危機管理」に対する関心が高く、「危機管理」や「安全安心」についての条項をもつ自治体が増加傾向にあり、重要な事項であると思われます。地域防災計画の見直し等、市の災害対策状況に合わせて、条例への追加について、今後も引き続き検討していく必要があります。

(4) 自治基本条例の認知度

平成19年10月自治基本条例施行後に実施された、平成20年度日進市市民意識調査における日進市自治基本条例の認知度調査では、全体の21.3%が「知っている」と回答しましたが、平成23年6月に実施した同調査では、「知っている」と回答した人は全体の10.1%と、前回の調査を下回り、非常に低い結果となりました。

「市民主体の自治」の実現に向け、条例の基本理念が市民に浸透していくよう、広報誌や市ホームページへの掲載等広報活動を積極的に行い、周知に努めていただくことを求めます。

3 まとめ

自治基本条例第28条の規定に基づき、本条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるか、各条項における社会情勢の変化や法改正に伴う適合状況、他市条例の見直し状況及び本市条例との条項比較、各条項に基づく制度等の構築状況、実施状況、課題等幅広い視点から慎重に審議し、検証を行いました。

検証の結果、現時点においては、条例を見直す必要性はないとの結論に至りました。その主な理由としては、見直しを必要とする大きな社会情勢の変化がなかったことや、「議会基本条例」、「市民参加及び市民自治活動条例」、「住民投票条例」等、各条項に基づく全ての委任条例が、今年度になって整備されたことで、当面は、条例の効果等によって、市民の生活がどのように変化するのか検証していく段階にあることだと言えます。

その一方で、「コミュニティ」の定義の見直しや、「危機管理」条項の追加など、今後も継続して検討していく課題が明確になりました。特に、東日本大震災以降、「危機管理」に対する市民の関心や意識の高さを考慮し、国や県による災害予測や、現在の本市の防災体制等について、本委員会において引き続き検証し、現状にあった条項の見直しや追加の必要性等について検討していく必要があると思います。

今後も、更なる市民参加と協働の推進に努め、市民への自治基本条例の理念の浸透、認知度の向上を図り、市民主体の自治の実現をめざしていただきたいと考えます。